

別 表

図 面 名 称	作 成 の 方 法 等	縮 尺	備 考
配置図	別記6-1-1木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1木造建物図面作成基準（別表）、別記6-1-2木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準（別表）又は非木造建物要領別添1非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。		
機械設備位置図	イ 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。 ロ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。 ハ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。	1/100 又は 1/200	
電気設備図	イ 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。 ロ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。 ハ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。 ニ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。 ホ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。 ヘ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。 ト 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。 チ 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。 リ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。	1/100 又は 1/200	

配管設備図	<p>イ 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>ロ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ハ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>ニ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>ホ 機器等に含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	1/100 又は 1/200	
機械基礎図	<p>イ 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。</p> <p>ロ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。</p> <p>ハ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。</p>	1/50 又は 1/100	
パソコン・ コンピュータ 設備図	<p>イ 当該敷地内に設置されている機器間の関連（構成など）を示すシステム図（フロー図、LAN配線図等）を作成する。</p> <p>ロ 他工場等との関連を記入する。</p> <p>ハ その他積算に必要な図面を作成する。</p>	1/100 又は 1/200	
写真撮影方向図	<p>イ 機械設備位置図を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。</p> <p>ロ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。</p> <p>ハ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。</p>	1/100 又は 1/200	